

人事行政の運営等の状況をお知らせします

職員の給与や職員数、勤務条件などの人事行政の運営等の状況についてお知らせします。

市では、効率的な行政運営・職員体制を構築するため、「給与水準の適正化」や「定員の適正化」に取り組んでいます。

問い合わせ 職員課(☎40-2226)

職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用の状況 (平成30年度)

区分	採用者数
行政職(事務)	22人
行政職(土木)	2人
行政職(電気)	1人
医療職	12人
計	37人

(2) 退職の状況 (平成30年度)

区分	
定年退職	14人
応募認定退職	1人
普通退職	7人
分限免職	0人
懲戒免職	0人
計	22人

(3) 職員の昇降任の状況 (平成30年度)

(行政職)		
区分	昇任者数	降任者数
部長職	2人	0人
副部長職	0人	0人
参事職	4人	0人
課長職	9人	0人
課長補佐職	5人	0人
係長職	5人	0人
計	25人	0人

(4) 部門別職員数の状況 (平成31年4月1日現在)

区分	職員数			対前年比増減数	
	平成29年	平成30年	令和元年	平成30年	令和元年
一般行政部門	人	人	人	人	人
議会	6	6	6	0	0
総務企画	104	102	101	△2	△1
税務	31	32	31	1	△1
労働	1	1	1	0	0
農林水産	22	22	22	0	0
商工	15	17	18	2	1
土木	48	47	48	△1	1
民生	61	61	67	0	6
衛生	38	38	37	0	△1
小計	326	326	331	0	5
特別行政部門					
教育	81	77	73	△4	△4
普通会計	407	403	404	△4	1
公営企業等会計部門					
病院	87	91	102	4	11
水道	24	25	24	1	△1
下水道	7	7	7	0	0
その他	55	58	51	3	△7
小計	173	181	184	8	3
合計	580	584	588	4	4

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を有する休職者、派遣職員などを含み、再任用職員、臨時または非常勤職員を除きます

(参考)再任用職員数の状況

平成29年	平成30年	令和元年
20人	24人	24人

人事評価の状況

(1) 評価の基準日及び対象期間

評価の種類	基準日	対象期間
能力評価	毎年9月1日	10月1日から翌年の8月31日まで
業績評価	毎年10月1日・4月1日	4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年の3月31日まで

(2) 被評価者及び評価者の区分

被評価者	第1次評価者	第2次評価者
部長	副市長	市長
副部長・参事・課長	部長	副市長
課長補佐・係長	課長	部長
一般職(再任用含む)	係長	課長

職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (平成30年度 普通会計決算)

人口 (31.3.31)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	29年度の 人件費率
人	千円	千円	千円	%	%
65,531	25,258,305	778,363	3,524,357	14.0	14.2

※ 人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含みます(特別職:市議会議員、市長、区長、非常勤の委員など)

(2) 職員給与費の状況 (令和元年度 普通会計予算)

職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計(B)	
人	千円	千円	千円	千円	千円
429	1,495,308	286,502	585,416	2,367,226	5,518

※ 職員手当には、児童手当及び退職手当は含まれません

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況 (平成31年4月1日現在)

一般行政職			技能労務職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
円	円	歳	円	円	歳
302,456	341,080	39.3	271,400	309,139	46.4

※ 平均給与月額とは、給料に扶養、住居、通勤、特殊勤務手当、時間外を加えた平均の額です

(4) 職員の初任給の状況 (平成31年4月1日現在)

区分	藤岡市		国		
	決定初任給	採用後2年 経過給料額	決定初任給	採用後2年 経過給料額	
一般行政職	大学卒	180,700	192,400	180,700	192,400
	高校卒	148,600	157,000	148,600	157,000
技能労務職	高校卒	148,600	157,000	146,000	154,300

(5) 特別職の報酬などの状況 (平成31年4月1日現在)

区分	給料			報酬		
	市長	副市長	教育長	議長	副議長	議員
給料などの月額	円	円	円	円	円	円
	878,000	712,000	641,000	441,000	389,000	370,000
期末手当	平成30年度支給割合			平成30年度支給割合		
	6月期	2.20 月分		6月期	2.225 月分	
	12月期	2.20 月分		12月期	2.225 月分	
	計	4.40 月分		計	4.45 月分	

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成31年4月1日現在)

区分		経験年数		
		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	272,730	330,683	365,489
	高校卒	233,671	-	349,640
技能労務職	高校卒	-	260,801	282,867

※ 一般行政職高校卒の経験年数15年以上20年未満、技能労務職高校卒の経験年数10年以上15年未満に該当する人数がそれぞれ1人のため非公表とします

(7) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成31年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的職務	主事	主任	係長代理	係長・主査	課長補佐	課長	参事	部長	
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	70	49	67	87	35	33	9	12	362
構成比	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	19.4	13.5	18.5	24.0	9.7	9.1	2.5	3.3	100.0
1年前 構成比	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	20.7	14.0	15.7	22.7	11.8	8.4	2.8	3.9	100.0

※ 標準的職務とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です

(8) 職員手当の状況 (平成31年4月1日現在)

種類	内容
扶養手当	配偶者・・・6,500円 子・・・10,000円 父母等・・・6,500円 特定期間の加算・・・5,000円
住居手当	借家・・・家賃により上限27,000円
通勤手当	交通機関など・・・運賃相当額 自動車など・・・片道2km以上の使用距離による
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康その他特殊な業務についてときに支給される手当(12種)
期末・勤勉手当	6月・・・期末1.300ヵ月 勤勉0.925ヵ月 12月・・・期末1.300ヵ月 勤勉0.925ヵ月 計4.45ヵ月
管理職手当	部長・・・82,200円 副部長・・・77,400円 参事・・・66,400円 課長・・・62,300円 課長補佐・・・55,500円 係長・・・46,300円
時間外勤務手当	月60時間以下 平日・・・時給×1.25(深夜1.5) 週休日・・・時給×1.35(深夜1.6) 月60時間超過 時給×1.50(深夜1.75)

職員勤務時間その他の勤務条件及び休業の状況

(1) 勤務時間の状況

1週間の正規勤務時間	38時間45分
1日の正規勤務時間	7時間45分
勤務の開始時間	8時30分
勤務の終了時間	17時15分
休憩時間	12時～13時

(2) 休暇等の概要

休暇などの種類は、年次有給休暇、病気休暇、公民権の行使、生理休暇、結婚休暇、産前産後の休暇、出産介護休暇、育児時間休暇、子どもの看護休暇、忌引、父母の祭日休暇、ドナー休暇、夏季休暇、長期勤続休暇、ボランティア休暇、介護休暇などがあります。

職員の服務及び分限・懲戒処分の状況

(1) 服務規律の概要

服務の根本基準は、「全て職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない」というものです。

(2) 分限・懲戒制度の概要

分限処分とは、職員が職責を果たすことができないことにより行う処分。懲戒処分とは、服務違反や不正行為により行う処分です。

分限の種類＝免職・休職・降任・降給 懲戒の種類＝戒告・減給・停職・免職
※平成30年度は休職5件でした。 ※平成30年度はありませんでした。

職員の退職管理の状況

(1) 再就職者状況届出書の提出状況

退職年度	届出対象者数 (退職者のうち課長級以上)	営利企業等への従事者数 (届出対象者のうち届出提出者)
平成30年度	8人	1人
令和元年度	-人	-人

職員の研修の状況

(平成30年度)

区分	受講者数	受講日数	内容
一般研修	145人	19日	新任(事前研修含む)・中級職員、監督者、管理者などの研修
特別研修	477人	11日	接遇対応、法制執務などの研修
派遣研修	105人	108日	人権啓発指導者、地域政策、住民行政、地方公務員制度などの研修

職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 安全衛生に関する事項

衛生管理者、衛生推進者、産業医を選任。また、衛生委員会を設置し、職員の危険又は健康障害の防止、労働災害の原因調査や防止策などに努めています。

(2) 公務災害の認定状況

職員が、公務中に負傷した場合や公務が原因で病気になった場合は、一般的に公務災害として取り扱われ、「地方公務員災害補償法」が適用されます。 ※平成30年度は5件の認定がありました。

(3) 職員厚生事業

藤岡市職員共済会に対する助成等の状況

項目	金額等	備考
A 共済会に対する助成額	3,090千円	
B 会員による掛金の額	6,537千円	平成30年4月1日～平成31年3月31日
C 公費負担率 A/(A+B)	32.1%	
D 共済会員数	619人	平成30年4月1日現在
E 会員一人あたりの補助金額 A/D	4,992円	

公平委員会の業務の状況**(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況**

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、市当局より適当な措置がとられるべきことを公平委員会に要求することができます。 ※平成30年度は要求がありませんでした。

(2) 不利益処分に関する不服申し立ての状況

職員は、懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申し立てをすることができます。
※平成30年度は要求がありませんでした。

※合計等については四捨五入の関係で合わないことがあります。